

公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 20 号
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 23 号

目次

- 第 1 章 職員
- 第 2 章 國際総合科学部、國際教養学部、國際商学部、理学部及びデータサイエンス学部
- 第 3 章 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生命医科学研究科及びデータサイエンス研究科
- 第 4 章 医学部
- 第 5 章 医学研究科
- 第 6 章 学術院
- 第 7 章 その他

第 1 章 職員

(副学長)

第 1 条 副学長は、それぞれ次の業務について学長を補佐する。

- (1) 金沢八景キャンパス、舞岡キャンパス及び鶴見キャンパスにおける教育研究に関すること
- (2) 福浦キャンパスにおける教育研究、及び両病院の教育研究とそれに伴う診療に関すること
- (3) 学術院全体の運営に関する管理・調整

(学長補佐)

第 1 条の 2 学長は、本学教員のうちから、学長補佐を置くことができる。

2 学長補佐は、本学全体の管理運営に関する事項のうち、学長から指示された特定分野の専門的事項を担当する。

(副学部長)

第 2 条 学部長は、学部運営会議に諮り、副学部長を置くことができる。

2 副学部長は、学部長の業務を補佐する。

(副研究科長)

第 2 条の 2 研究科長は、研究科運営会議に諮り、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長の業務を補佐する。

(コース長)

第 2 条の 3 國際総合科学部の学系の各コースにコース長を置く。

2 コース長は、コースの管理運営に関する業務及び当該コースの業務に従事する教員を統括する。

(副部門長)

第3条 部門長は、医学科においては、医学教育センター会議、看護学科においては、部門長運営会議に諮り、副部門長を置くことができる。

2 副部門長は、他の部門長が兼任することができる。

3 副部門長は、部門長に事故があるとき又は部門長が欠けたときは、その職務を行する。

第2章 國際総合科学部、國際教養学部、國際商学部、理学部及びデータサイエンス学部

(國際総合科学部教授会)

第4条 國際総合科学部教授会は、國際総合科学部の担当専任教員である教授、准教授、講師、助教及び助手により構成する。

第5条 学部長は、國際総合科学部教授会を招集し、その議長となる。

第6条 國際総合科学部教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 学部長に委任状をもって自己の権限を委任することができる。その場合、委任状をもって第1項に定める出席があったものとみなす。

第7条 國際総合科学部教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(國際総合科学部代議員会)

第8条 國際総合科学部代議員会は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 國際総合科学部運営会議の構成員

(2) 國際総合科学部教授会から選出された委員 13名

2 委員（前項第2号の委員に限る。以下本条において同じ。）の任期は、2年とする。

3 委員の選出方法は、別途定める。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第9条 國際総合科学部代議員会は、國際総合科学部教授会の定めるところにより、その議決をもって、國際総合科学部教授会の議決とする。

2 國際総合科学部代議員会は、学則第77条に定める事項を審議する。

第10条 國際総合科学部代議員会は、学部長が招集し、その議長となる。

第11条 國際総合科学部代議員会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第12条 國際総合科学部代議員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第13条 國際総合科学部代議員会の議事及び運営について必要な事項は、國際総合科学部代議員会に諮り学部長が定める。

(國際総合科学部運営会議)

第14条 國際総合科学部運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 國際総合科学部長

(2) 共通教養長

(3) 学系長

(4) コース長

2 国際総合科学部運営会議に、オブザーバーとして副学長が出席できるものとする。

第 15 条 国際総合科学部運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) コース全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整に関すること。
- (2) 学部に配付された予算に関すること。
- (3) その他学部の管理運営に関すること。

第 16 条 学部長は、国際総合科学部運営会議を招集し、その議長となる。

第 17 条 国際総合科学部運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 18 条 国際総合科学部運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 19 条 国際総合科学部運営会議の議事及び運営について必要な事項は、国際総合科学部運営会議に諮り学部長が定める。

(国際総合科学部学系会議)

第 20 条 国際総合科学部学系会議（以下「学系会議」という。）は、学系に属する各コースの演習を担当する全ての専任教員により構成する。

第 21 条 学系会議は、次の事項について審議する。

- (1) 学系に属するコースのカリキュラム編成に関すること。
- (2) 教員の配置に関すること。
- (3) 学生の成績・進級の管理に関すること。
- (4) 学生教育費のうち学系に係る予算について学部長への発議に関すること。
- (5) その他学系の運営に関すること。

第 22 条 学系会議の議長は、コース長から選出し、議長は学系会議を招集する。

第 23 条 学系会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 24 条 学系会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 25 条 学系会議の議事及び運営について必要な事項は、学系会議に諮り第 22 条に規定されたコース長が定める。

(国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部教授会)

第 26 条 国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部（以下「金沢八景キャンパス等学部」という。）の各教授会（以下「金沢八景キャンパス等学部教授会」という。）は、金沢八景キャンパス等学部の担当専任教員である教授、准教授、専任講師及び助教により構成する。

2 金沢八景キャンパス等学部教授会は、前項に規定する構成員のほか、学部長が必要と認めたものを構成員とすることができます。

第 27 条 金沢八景キャンパス等学部の各学部長（以下「金沢八景キャンパス等学部長」という。）は、金沢八景キャンパス等学部教授会を招集し、その議長となる。

第 28 条 金沢八景キャンパス等学部教授会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 第 26 条に定める構成員は、金沢八景キャンパス等学部長に委任状を提出することをもって自己の権限を委任することができる。その場合、委任状の提出をもって前項に定める出席があつたものとみなす。

第 29 条 金沢八景キャンパス等学部教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部運営会議)

第 30 条 国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部運営会議（以下「金沢八景キャンパス等学部運営会議」という。）は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 共通教養運営委員
- (4) 教務委員
- (5) FD・SD 推進委員
- (6) 入試運営部会員

2 金沢八景キャンパス等学部長は、必要があると認める場合は、関係者を金沢八景キャンパス等学部運営会議に出席させ、その意見を求めることができる。

第 31 条 金沢八景キャンパス等学部運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 学部に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整に関すること。
- (2) 学部に配付された予算に関すること。
- (3) 共通教養長又は第 30 条第 2 号から第 6 号に規定する各種委員等から発議された教員人事の学群調整会議への要請に関すること。
- (4) 第 1 号から第 3 号に掲げる事項のほか、金沢八景キャンパス等学部教授会への付議が必要なこと。
- (5) その他学部の管理運営に関すること。

第 32 条 金沢八景キャンパス等学部長は、金沢八景キャンパス等学部運営会議を招集し、その議長となる。

第 33 条 金沢八景キャンパス等学部運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 34 条 金沢八景キャンパス等学部運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 35 条 金沢八景キャンパス等学部運営会議の議事及び運営について必要な事項は、金沢八景キャンパス等学部運営会議に諮り金沢八景キャンパス等学部長が定める。

(国際総合科学群学部長会議)

第 36 条 国際総合科学群学部長会議（以下「学部長会議」という。）は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 国際総合科学群長
- (2) 共通教養長
- (3) 国際総合科学部長、国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエ

ンス学部長

(4) その他学群長 学部長が必要と認めた者

第 37 条 学部長会議は、次の事項について審議する。

- (1) 将来構想の方針に関すること。
- (2) 教育の国際化に関すること。
- (3) 教務関連事項の方針に関すること。
- (4) F D ・ S D の方針に関すること。
- (5) 教員人事の方針に関すること。
- (6) その他学群の運営に関するこ (ただし、教育にかかるものに限る)。

第 38 条 学群長は、学部長会議を招集し、その議長となる。

第 39 条 学部長会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 40 条 学部長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 41 条 学部長会議の議事及び運営について必要な事項は、学群長が定める。

第 3 章 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学 研究科、生命医科学研究科及びデータサイエンス研究科

(都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科、生
命医科学研究科及びデータサイエンス研究科)

第 42 条 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究
科、生命医科学研究科及びデータサイエンス研究科教授会（以下「八景キャンパス等
研究科教授会」という。）は、八景キャンパス等研究科の担当専任教員である教授、准
教授、講師、助教及び助手により構成する。

第 43 条 八景キャンパス等研究科の各研究科長は、八景キャンパス等研究科教授会を
招集し、その議長となる。

第 44 条 八景キャンパス等研究科教授会は、定員の過半数の出席がなければ開くこと
ができる。

第 45 条 八景キャンパス等研究科教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可
否同数のときは、議長の決するところによる。

(都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科及び生命ナノシステム科学研究科及
び生命医科学研究科代議員会)

第 46 条 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究
科、生命医科学研究科及びデータサイエンス研究科代議員会（以下「八景キャンパス
等研究科代議員会」という。）は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科及
び生命医科学研究科運営会議（以下「八景キャンパス等研究科運営会議」という。）
の構成員

(2) 都市社会文化研究科、国際マネジメント研究科、生命ナノシステム科学研究科及
び生命医科学研究科の各専攻から選出された 4 名

2 委員（前項第 2 号の委員に限る。以下本条において同じ。）の任期は、2 年とする。

3 委員の選出方法は、八景キャンパス等研究科教授会に諮りそれぞれ研究科長が定める。

第 47 条 八景キャンパス等研究科代議員会は、八景キャンパス等研究科教授会の定めるところにより、その議決をもって、八景キャンパス等研究科教授会の議決とする。

2 八景キャンパス等研究科代議員会は、大学院学則第 25 条に定める事項について審議する。

第 48 条 八景キャンパス等研究科代議員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第 49 条 八景キャンパス等研究科代議員会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 50 条 八景キャンパス等研究科代議員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 51 条 八景キャンパス等研究科代議員会の議事及び運営について必要な事項は、八景キャンパス等研究科代議員会に諮りそれぞれ研究科長が定める。

(八景キャンパス等研究科運営会議)

第 52 条 八景キャンパス等研究科運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 八景キャンパス等研究科の各研究科長

(2) 八景キャンパス等研究科の各研究科専攻長

(3) 八景キャンパス等研究科の各研究科長が、八景キャンパス等研究科の各研究科の担当教員の中から指名する教員 4 名

2 委員（前項第 3 号の委員に限る。以下本条において同じ。）の任期は、2 年とする。

3 委員が再任したときは、任期を 1 年とし、再任できる回数を 2 回までとする。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 八景キャンパス等研究科運営会議に、オブザーバーとして副学長が出席できるものとする。

第 53 条 八景キャンパス等研究科運営会議は、次の事項を審議する。

(1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整に関すること。

(2) 研究科に配付された予算に関すること。

(3) 専攻長から発議された教員人事の学群調整会議への要請に関すること。

(4) その他研究科の管理運営に関すること。

第 54 条 研究科長は、八景キャンパス等研究科運営会議を招集し、その議長となる。

第 55 条 八景キャンパス等研究科運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 56 条 八景キャンパス等研究科運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 57 条 八景キャンパス等研究科運営会議の議事及び運営について必要な事項は、八景キャンパス等研究科運営会議に諮り研究科長が定める。

(八景キャンパス等研究科専攻会議)

第 58 条 八景キャンパス等研究科専攻会議は、次に掲げる委員により構成する。

(1) 八景キャンパス等研究科の各研究科専攻長

- (2) 八景キャンパス等研究科の各研究科の各専攻長が、専攻の担当教員の中から指名した教員3名以内
 - (3) 専攻の担当教員の中から、担当教員により選出された教員3名以内。ただし、前号に定める委員と同数とする。
- 2 前項第2号及び第3号に定める委員の任期は、2年とする。
- 3 第1項前第2号及び第3号に定める委員が再任したときは、任期を1年とし、再任できる回数を2回までとする。ただし、担当教員の人数等により他の教員を任命できない場合は、この限りではない。
- 4 第1項第3号に定める委員の選出方法は、八景キャンパス等研究科専攻会議において別途定める。
- 5 第1項第2号及び第3号に定める委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第59条 八景キャンパス等研究科専攻会議は、次の事項について審議する。

- (1) 専攻に関するカリキュラムの編成に関すること。
- (2) 教員の人事を研究科長に発議すること。
- (3) 教員の配置に関すること。
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること。
- (5) 学生教育費のうち専攻予算について研究科長への発議に関すること。
- (6) その他専攻の運営に関すること。

第60条 八景キャンパス等研究科の各研究科専攻長は、八景キャンパス等研究科専攻会議を招集し、その議長となる。

第61条 八景キャンパス等研究科専攻会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第62条 八景キャンパス等研究科専攻会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第63条 八景キャンパス等研究科専攻会議の議事及び運営について必要な事項は、八景キャンパス等研究科専攻会議に諮りそれぞれ専攻長が定める。

第4章 医学部

(医学科教授会(代議員会))

第64条 医学科教授会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学科長
- (3) その他医学部医学科の担当教員である教授

2 特別委員として次の者を置く。

- (1) 医学研究科長
- (2) 附属病院長
- (3) 附属市民総合医療センター病院長

第65条 医学科教授会は、学則第77条に定める事項を審議する。

第66条 医学科教授会は、医学科長が招集し、その議長となる。

第 67 条 医学科教授会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 68 条 医学科教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 69 条 医学科教授会の議事及び運営について必要な事項は、医学科会議に諮り医学科長が定める。

(看護学科会議 (代議員会))

第 70 条 看護学科会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学部長
- (2) 看護学科長
- (3) 看護学科部門長
- (4) 看護学科教授

2 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 看護学科会議に、オブザーバーとして副学長、看護学科准教授、附属病院看護部長、市民総合医療センター看護部長が出席できるものとする。

第 71 条 看護学科会議は、医学部教授会の定めるところにより、その議決をもって医学部教授会の議決とする。

2 看護学科会議は、学則第 77 条に定める事項を審議する。

第 72 条 看護学科会議は、看護学科長が招集し、その議長となる。

第 73 条 看護学科会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 74 条 看護学科会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 75 条 看護学科会議の議事及び運営について必要な事項は、看護学科会議に諮り看護学科長が定める。

(医学部運営会議)

第 76 条 医学部運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学科長
- (3) 看護学科長
- (4) 部門長
- (5) カリキュラム長

2 医学部運営会議に、オブザーバーとして副学長、医学群長が出席できるものとする。

第 77 条 医学部運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 医学科及び看護学科並びにカリキュラム全般に関する管理・調査に関すること。
- (2) 学部に配付された予算に関すること。
- (3) 看護学科運営会議から発議されたこと。
- (4) 学科長から発議された教員人事の学群調整会議への要請に関すること。
- (5) その他学部の管理運営に関すること。

第 78 条 医学部長は、医学部運営会議を招集し、その議長となる。

第 79 条 医学部運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 80 条 医学部運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 81 条 医学部運営会議の議事及び運営について必要な事項は、医学部運営会議に諮り医学部長が定める。

(看護学科運営会議)

第 82 条 看護学科運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学部長
- (2) 看護学科長
- (3) 看護学科部門長
- (4) 看護学科教授

2 委員が欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

3 看護学科運営会議に、オブザーバーとして副学長、看護学科准教授、附属病院看護部長及び附属市民総合医療センター看護部長が出席できるものとする。

第 83 条 看護学科運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 看護学教育全般に関する管理・調整に関すること。
- (2) 看護学科に配付された予算に関すること。
- (3) 部門長から発議された教員人事の医学部長への発議に関すること。
- (4) その他看護学科の管理運営に関すること。

第 84 条 看護学科長は、看護学科運営会議を招集し、その議長となる。

第 85 条 看護学科運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 86 条 看護学科運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 87 条 看護学科運営会議の議事及び運営について必要な事項は、看護学科運営会議に諮り看護学科長が定める。

(医学教育センター会議)

第 88 条 医学教育の質の向上を図るため、医学部医学科に医学教育センター会議を置く。

第 88 条の 2 医学教育センター会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学教育センター長
- (2) 医学教育センター副センター長
- (3) 医学科長
- (4) 副学長
- (5) 医学群長
- (6) 部門長

2 医学教育センター会議にオブザーバーとして医学研究科長、附属病院長、附属市民総合医療センター病院長及び副部門長が出席できるものとする。

第 89 条 医学教育センター会議は、次の事項について審議する。

- (1) 医学科の教育方針等に関すること。
- (2) 医学科学生のキャリアパスに関すること。
- (3) 医学科カリキュラム編成等に関すること。

- (4) 医学科学生の成績判定・進級判定・身分異動等の管理に関すること。
- (5) 医学科教員人事及び医学科学生教育費に関し、医学部長・医学科長に発議すること。
- (6) その他医学教育の諸課題に関すること。

第 90 条 医学部長が医学教育センター会議の議長となり、会議を招集する。

第 91 条 医学教育センター会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 92 条 医学教育センター会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 93 条 医学教育センター会議の議事及び運営について必要な事項は、医学教育センター会議に諮り議長が定める。

(看護学科部門長運営会議)

第 94 条 看護学科カリキュラム調整会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 看護学科長
- (2) 看護学科部門長
- (3) 医学研究科看護学専攻長

第 95 条 看護学科部門長運営会議は、次の事項について審議する。

- (1) カリキュラムの編成に関するここと
- (2) 教員の人事を看護学科長に発議すること
- (3) 教員の配置に関するここと
- (4) 学生の成績・進級の管理に関するここと
- (5) 学生教育費のうちカリキュラム予算について看護学科長への発議に関するここと
- (6) その他カリキュラムの運営に関するここと

第 96 条 看護学科長は、部門長運営会議を招集し、その議長となる。

第 97 条 看護学科部門長運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 98 条 看護学科部門長運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 99 条 看護学科部門長運営会議の議事及び運営について必要な事項は、看護学科部門長運営会議に諮り部門長及び医学研究科看護学専攻長が定める。

第 5 章 医学研究科

(医学研究科教授会)

第 100 条 医学研究科教授会は、医学研究科の担当専任教員である教授及び准教授により構成する。

第 101 条 医学研究科長は、医学研究科教授会を招集し、その議長となる。

第 102 条 医学研究科教授会は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 103 条 医学研究科教授会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(医学研究科代議員会)

第 104 条 医学研究科代議員会は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学研究科運営会議の構成員
 - (2) 医学研究科教授会から選出された教員 4 名
- 2 委員（前項第 2 号の委員に限る。以下本条において同じ。）の任期は、2 年とする。
- 3 委員が再任したときは、任期を 1 年とし、再任できる回数を 2 回までとする。
- 4 委員の選出方法は、別途定める。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 105 条 医学研究科代議員会は、医学研究科教授会の定めるところにより、その議決をもって、医学研究科教授会の議決とする。

2 医学研究科代議員会は、大学院学則第 25 条に定める事項について審議する。

第 106 条 医学研究科代議員会は、医学研究科長が招集し、その議長となる。

第 107 条 医学研究科代議員会は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 108 条 医学研究科代議員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 109 条 医学研究科代議員会の議事及び運営について必要な事項は、医学研究科代議員会に諮りそれぞれ医学研究科長が定める。

（医学研究科運営会議）

第 110 条 医学研究科運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学研究科長
 - (2) 医学研究科の専攻長
 - (3) 医学研究科長が、医学研究科の担当専任教員の中から指名する教員 4 名
- 2 委員（前項第 3 号の委員に限る。以下本条において同じ。）の任期は、2 年とする。
- 3 委員が再任したときは、任期を 1 年とし、再任できる回数を 2 回までとする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 医学研究科運営会議に、オブザーバーとして副学長が出席できるものとする。

第 111 条 医学研究科運営会議は、次の事項を審議する。

- (1) 専攻全体に関する管理・調整及びカリキュラム全般に関する管理・調整すること。
- (2) 医学研究科に配付された予算に関すること。
- (3) 医学研究科専攻長から発議された教員人事の学群調整会議への要請に関すること。
- (4) その他研究科の管理運営に関すること。

第 112 条 医学研究科長は、医学研究科運営会議を招集し、その議長となる。

第 113 条 医学研究科運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 114 条 医学研究科運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 115 条 医学研究科運営会議の議事及び運営について必要な事項は、医学研究科運営会議に諮り医学研究科長が定める。

(医学研究科専攻会議・医学研究科カリキュラム運営会議)

第 116 条 医学研究科専攻会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 医学研究科長
 - (2) 医学研究科の各専攻長
 - (3) 医学研究科の各専攻長が、専攻の担当教員の中から指名した教員 3 名以内
 - (4) 専攻の担当教員の中から、担当教員により選出された教員 3 名以内。ただし、前号に定める委員と同数とする。
 - (5) 医学研究科専攻会議に、オブザーバーとして副学長、学群長が出席できるものとする。
- 2 委員（前項第 3 号及び第 4 号の委員に限る。以下本条において同じ。）の任期は、2 年とする。
- 3 委員が再任したときは、任期を 1 年とし、再任できる回数を 2 回までとする。ただし、担当教員の人数等により他の教員を任命できない場合は、この限りではない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 117 条 医学研究科専攻会議は、次の事項について審議する。

- (1) 医学研究科専攻に関するカリキュラムの編成に関すること。
- (2) 教員の人事を医学研究科長に発議すること。
- (3) 教員の配置に関すること。
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること。
- (5) 学生教育費のうち専攻予算について研究科長への発議に関すること。
- (6) その他専攻の運営に関すること。

第 118 条 医学研究科長は、専攻長会議を招集し、その議長となる。

第 119 条 専攻長会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 120 条 専攻長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 121 条 専攻長会議の議事及び運営について必要な事項は、専攻長会議に諮りそれぞれ医学研究科長が定める。

第 6 章 学術院

(学長諮問会議)

第 122 条 学術院に学長諮問会議を置く。

第 123 条 学長諮問会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長（理事）
 - (3) 学群長
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 第 124 条 学長諮問会議は、両学群に係る重要な次の事項について協議、調整を行う。

- (1) 大学の将来構想に関すること。

- (2) 教育と研究の方針に関すること。
- (3) 地域貢献及び国際化の方針に関すること。
- (4) 教員の人事・業務配分等の調整の方針に関すること。
- (5) その他学長が必要と認めること。

(学術院学群調整会議)

第125条 学術院に学術院学群調整会議（以下「学群調整会議」という。）を置く。

第126条 学群調整会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学群長
- (2) 副学群長（国際総合科学群のみ）
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 共通教養長（国際総合科学群のみ）
- (6) 研究科長
- (7) 病院長（医学群のみ）

2 前項の規定にかかわらず、学群長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第127条 学群調整会議は、次の事項について調整を行う。

- (1) 学群における将来構想に関すること。
- (2) 学群教員の人事に係る、学群、学部、研究科等との調整に関すること。
- (3) 学群におけるユニット設置の調整に関すること。
- (4) その他学群、学部、研究科等の間において調整が必要なこと。

(学術院学群運営会議)

第128条 学術院に学術院学群運営会議（以下「学群運営会議」という。）を置く。

第129条 学群運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学群長
- (2) 副学群長（国際総合科学群のみ）
- (3) 学部長
- (4) 学科長
- (5) 共通教養長（国際総合科学群のみ）
- (6) 研究科長
- (7) 教室主任教授等（医学群のみ）

2 前項の規定にかかわらず、学群長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

第130条 学群運営会議は、次の事項について情報共有や協議を行う。

- (1) 学群における領域を横断する教育に関すること。
- (2) 学群における領域を横断する研究に関すること。
- (3) 学群の研究・教育に係る予算及び決算に関すること。
- (4) その他学群長が必要と認めること。

(学術院学群教員会議)

第131条 学術院国際総合科学群に学術院学群教員会議（以下「学群教員会議」という。）

を置く。

第132条 学群教員会議は、学群に所属する全ての教員により構成する。

第133条 学群教員会議は、以下の事項について情報共有や協議を行う。

- (1) 学群における研究・教育、及びユニット設置の要請に関すること。
- (2) 全学会議、委員会に関する報告に関すること。
- (3) その他学群長が必要と認めること。

第7章 その他

(共通教養会議)

第134条 共通教養会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 国際総合科学部長、国際教養学部長、国際商学部長、理学部長、データサイエンス学部長、医学部長、看護学科長、共通教養長、教養教育部門長、教務部門長、プラクティカル・イングリッシュ・センター長

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは、委員以外の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる

第135条 共通教養会議は、次の事項について協議する。

- (1) 共通教養教育に係る方針、及び計画に関すること。
- (2) 共通教養教育に係る重要なこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、学長が必要と認めること。

第136条 副学長は、共通教養会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第136条の2 共通教養会議は、必要がある場合には、部会を設けることができる。

2 部会は、担当事項について、協議の結果を共通教養会議へ答申する。

3 部会の構成等は、共通教養会議において決定する。

(共通教養運営会議)

第137条 共通教養運営会議は、次に掲げる委員により構成する。

- (1) 共通教養長
 - (2) 「問題提起科目群」、「技法の修得科目群」及び「専門との連携科目群」の担当教員の中から、共通教養長が指名する各2名
 - (3) 国際教養学部、国際商学部、理学部及びデータサイエンス学部の担当教員の中から、選出された教員各1名
 - (4) 医学部医学科長が指名する教員1名
 - (5) 医学部看護学科長が指名する教員1名
 - (6) プラクティカル・イングリッシュ・センター長が指名する教員1名
- 2 委員（前項第1号の委員を除く。以下本条において同じ。）の任期は、2年とする。
- 3 委員の再任は妨げない。
- 4 委員の選出方法は、共通教養運営会議において別途定める。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第138条 共通教養運営会議は、次の事項について審議する。

- (1) 共通教養科目に関するカリキュラムの編成に関すること。
- (2) 共通教養に係わる教員の人事を学部長に発議すること。
- (3) 共通教養に係わる教員の配置に関すること。
- (4) 学生の成績・進級の管理に関すること。
- (5) 学生教育費のうち共通教養予算について学部長への発議に関すること。
- (6) その他全学の教養教育に関すること。

第 139 条 共通教養長は、共通教養運営会議を招集し、その議長となる。

第 140 条 共通教養運営会議は、定員の過半数の出席がなければ開くことができない。

第 141 条 共通教養運営会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 142 条 共通教養運営会議の議事及び運営について必要な事項は、共通教養運営会議に諮り共通教養長が定める。

第 143 条 教育研究関係の諸会議の運営に必要な事項は、当該会議の議長が当該会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商学部、国際文化学部、理学部、経済研究科、経営研究科、総合理学研究科及び看護短期大学部が存続する間、商学部、国際文化学部、理学部、経済学研究科、経営学研究科及び総合理学研究科に教育課程会議を、看護短期大学部に看護短期大学部運営会議と看護短期大学部カリキュラム運営会議を置く。
- 3 商学部の教育課程会議は、政策経営コース長及び国際経営コース長が指名した教員により構成し、政策経営コース長又は国際経営コース長が議長を務める。
- 4 商学部の教育課程会議は、商学部における学生の進級、卒業、退学、転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関する事項及びカリキュラムに関する審議し、教授会に発議する。
- 5 国際文化学部の教育課程会議は、人間科学コース長及び国際文化創造コース長が指名した教員により構成し、人間科学コース長又は国際文化創造コース長が議長を務める。
- 6 国際文化学部の教育課程会議は、国際文化学部における学生の進級、卒業、退学、転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関する事項及びカリキュラムに関する審議し、教授会に発議する。
- 7 理学部の教育課程会議は、基盤科学コース長及び環境生命コース長が指名した教員により構成し、基盤科学コース長又は環境生命コース長が議長を務める。
- 8 理学部の教育課程会議は、理学部における学生の進級、卒業、退学、転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関する事項及びカリキュラムに関する審議し、教授会に発議する。
- 9 経済学研究科の教育課程会議は、経営科学専攻長が指名した教員により構成し、経営科学専攻長が議長を務める。
- 10 経済学研究科の教育課程会議は、経済学研究科における学生の進級、卒業、退学、

転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関すること及びカリキュラムについて審議し、教授会に発議する。

11 経営学研究科の教育課程会議は、経営科学専攻長の指名した教員により構成し、経営科学専攻長が議長を務める。

12 経営学研究科の教育課程会議は、経営学研究科における学生の進級、卒業、退学、転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関すること及びカリキュラムについて審議し、教授会に発議する。

13 総合理学研究科の教育課程会議は、理学専攻長及び生体超分子科学専攻長の指名した教員により構成し、理学専攻長又は生体超分子科学専攻長が議長を務める。

14 総合理学研究科の教育課程会議は、総合理学研究科における学生の進級、卒業、退学、転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関すること及びカリキュラムについて審議し、教授会に発議する。

15 看護短期大学部の看護短期大学部運営会議は次の構成員により構成する。

- (1) 部長（看護学科長）
- (2) 看護短期大学部カリキュラム長
- (3) 部長（看護学科長）が指名する教員 2 名
- (4) 看護学科カリキュラム長
- (5) 附属病院からの代表委員（1名）
- (6) 附属市民総合医療センターからの代表委員（1名）

16 看護短期大学部運営会議は、看護短期大学部における学生の進級、卒業、退学、転学、留学、休学、復学、除籍等学生の身分に関すること及びカリキュラムについて審議し、教授会に発議する。

17 看護短期大学部カリキュラム運営会議は、次の構成員により構成する。

- (1) 部長
- (2) 看護短期大学部カリキュラム長
- (3) 看護学科カリキュラム長

18 看護短期大学部カリキュラム運営会議は、カリキュラム全般に関する管理・調整について審議し、看護短期大学部運営会議に発議する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際総合科学研究科の学生が在籍する間は、この規程における八景キャンパス等研究科に関する規定を国際総合科学研究科として準用し、諸会議は合同で行う。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市立大学共通教養検討委員会規程の廃止)

2 横浜市立大学共通教養検討委員会規程（公立大学法人横浜市立大学規程第 181 号）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成 24 年 4 月 1 日改正の横浜市立大学国際総合科学部通則の附則に規定する人間科学コース、国際文化創造コース、基盤科学コース、環境生命コース、政策経営コース、国際経営コース及びヨコハマ起業戦略コース（以下「旧コース」という。）については、当面の間、第 2 条の 2 に規定するコース長を置くものとする。

4 第 26 条に規定する学系会議は、旧コースが廃止されるまで、人間科学コース及び国際文化創造コースに関する事項は国際教養学系会議が、基盤科学コース及び環境生命コースに関する事項は理学系会議が、政策経営コース及び国際経営コースに関する事項は経営科学系会議が、ヨコハマ起業戦略コースに関する事項は国際都市学系会議が、それぞれ審議するものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規程第 4 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規程第 58 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年規程第 52 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年規程第 23 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。